

皇學館大学と三重県総合博物館との相互協力協定書

(目的)

第1条 皇學館大学と三重県総合博物館は、三重の地域振興のため、双方の知的資産を活用して連携し、三重に関連する地域資源を探求・保存継承・活用発信を行うとともに、地域に伝わる伝統や文化を尊重し、次世代に活躍する人材を育成する活動に、協働して取り組む。

(連携・協力事項)

第2条 本協定による連携項目は次の通りとする。

- (1) 双方の知的資産を活用し、三重に関連する地域資源の探求・保存継承・活用発信を行うこと
- (2) 双方の知的資産、および三重に関連する地域資源を活用し、次世代を育成する活動を行うこと
- (3) 双方が持つ知的資産を、相互に利用しやすくする取組を実施すること
- (4) 他大学や図書館、および関連ある団体とも連携を推進していく取組を実施すること
- (5) その他、両者が必要と認めること

(連絡推進会議)

第3条 前条に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置し、両者が協議するための場として連絡推進会議を開催する。

(経費)

第4条 第2条に定める項目の実施に要する経費は、両者の協議により決定する。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、有効期間満了の3ヵ月前までに、両者のいずれからも協定の終了又は見直しの申し出がない場合には、さらに3年間更新するものとし、以後も同様の取り扱いとする。

(協議)

第6条 本協定書に定めのない事項については、両者が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 2月26日

三重県伊勢市神田久志本町1704番地

皇學館大学

学長

清水潔



三重県津市広明町13番地

三重県

知事

鈴木英敬

